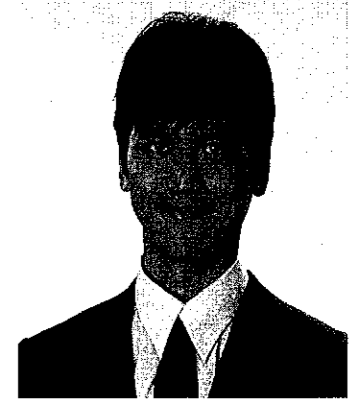


相続の知識を

知っているのと知らないのでは大違い

相続遺言の現場から



司法書士/山田 哲
一般社団法人いきいきライフ協会・司法書士事務所オーシャン

相続される側が認知症！

私たちの事務所では毎月30件を超える方から、様々なケースの依頼をいただいております。ご依頼者の多くは、不動産の評価額と預貯金の残高を合わせて遺産総額が2000万から3000万円前後の方が最も多く、中には相続税の申告が必要な方からもご相談を承っております。

この中でも、最近非常に多くなってきたのが、「認知症」の方が相続人の中にいらっしゃるケースです。認知症の方が、相続人にならない場合、その方が正しい判断能力を持ち得ない訳ですから、その認知症の方にとって不利益にならないように法的な手続きが必要となります。

今回は、最近相談を受けた事例の中から、認知症と相続、ひいては老い支度の問題が絡んで大変であったケースをご紹介します。

不動産の名義変更と認知症

「亡くなった父名義の不動産の名義を変更したい」

寒さの厳しい2月下旬のある日、東京都在住の田中修さん(仮名・65歳)が、当事務所にご相談に見えました。

今年の1月末にお父様が88歳でお亡くなりになられたこと、大田区にお父様名義のご自宅(30坪)があること、お母様の田中キヨさん(仮名・86歳)は、ご病気による重度の認知症を発症していることを、やや疲れの伺える表情で修さんは語ってくれました。

る前は、老後は下田で穏やかに過ごしたいと話していたのを聞いていました。修さんは親孝行の気持ちでいろいろと用意をしていたのでした。

こうした思惑で、修さんはすでに下田市の実家近くの霊園を購入していたのですが、単独の名義でなくては不動産が売れないのでは、これらの準備もすべて無駄になってしまいます。成年後見制度によって、お母様の相続分が守られる反面、身内であっても勝手に動かすことが出来なくなってしまうこともあるのです。

成年後見制度を知ろう

①法定後見と任意後見の違いは？

将来、判断能力が衰えた時のためにあらかじめ結んでおくものが任意後見契約です。誰を後見人にするかを自由に決めることができます。これに対して、

判断能力が衰えた後に、裁判所に後見人を決めてもらうのが法定後見です。法定後見の場合、必ずしも希望した人が後見になれるわけではありません。

②後見人の役割とは？

判断能力の衰えてしまった本人に代わって、老人ホームへの入所の手続きや財産の管理など、日常生活において必要な手続きなどをサポートする役割となります。

③誰が後見人になれるの？
基本的に、後見になるための資格は不要です。ですが、法的に複雑な事務を処理する必要がある場合があるので、弁護士、司法書士、行政書士などの法律家が後見人となることも多いです。

お母様のキヨさんは、長年にわたって教壇に立たれていたようですが、現在は自分の意見や意思を表現することが出来ない状態だということでした。

修さんは不動産の名義変更を望んでいますが、残念ながら、現状のままでは遺産分割を進めることができません。ご自宅の名義変更について、認知症のキヨさんには判断が出来ないからです。そうかといって、子どもであっても、法律は勝手にキヨさんの実印を押して遺産分割を進めることを許してはくれません。

このため、キヨさんについて成年後見人を選任してから遺産分割協議を行う手続きを提案しました。修さんは、この手続きの説明を聞き、難色を示されました。それには3つの理由がありました。

法律を駆使して事態を打開

しかし、諦めるには、及びません。少し手続きは複雑になり、期間も掛かりますが、別途申し立てをすることによって修さんの孝行心を實現することは可能です。この後、修さんと二人三脚で家庭裁判所への手続きを進め、半年ほどの期間が掛かりましたが、不動産の名義変更も、相続した不動産の売却も無事に完了することができました。

そして、9月ようやく修さんとキヨさん親子は、キヨさんの実家がある静岡県の下田市に引っ越しをする事が出来ました。

「これでやっと、穏やかに暮らすことができますよ」

胸のつかえがとれたような声で、修さんはおっしゃいました。

問題を未然に防ぐ方法論

一般の方では、手に負えないような大変な遺産相続の事案も、事前に対策をしておくことで、未然にトラブルを防ぐ方法があります。いくつかご紹介しておきましょう。

①遺言書を作成する
遺言は、法律によって相続財産を誰に渡すのか、明確に指定がで

成年後見制度と遺産分割

「そんな手続きを踏まなくてはいけないのですか。もっとスムーズに進められないものですかね」
修さんが難色を示された理由は、左記のとおりです。

①費用が掛かる

成年後見の申立ての手続きをするにあたって、およそ10〜15万円ほどの費用が掛かってしまう。

②時間が掛かる

ご自宅の名義変更の手続きに取り掛かるまでに3〜4ヵ月掛かってしまう。

③遺産分割が制約される

後見制度がキヨさんの権利を守る主旨であるため、ご自宅の名義を修さんとキヨさんと法定相続分の通りに2分の1ずつとしなければ

きる方法です。今回では、お父様が自宅の不動産は修さんに相続させると公正証書遺言で作成すれば、問題なく手続きを進めることが出来ました。遺言書の効力は強力ですので、事前に検討すべきでしたね。

②任意後見契約を結ぶ

事前に、キヨさんが修さんと任意後見契約を結んであれば、今回必要だったお手続きの一部をカットして行うことが可能でした。

叔父さんの遺産分割におけるトラブル

私たちのお手伝いには、遺産相続のトラブルに関するものもいくつかあります。もちろん、弁護士と司法書士・行政書士の役割も職務領域も違うので、お手伝いの内容も異なりますが、最近では左記のようなトラブルも多くなっています。

先日、千田卓也さん(仮名・66歳)から、こんなご相談をいただきました。

先日、神戸で叔父が亡くなって、その相続人で大阪市に住んでいる他の相続人(千田哲郎さん・61歳)から、突然お手紙が届きました。内容を読んでみると、叔父には子どもがおらず、兄弟のみだったの

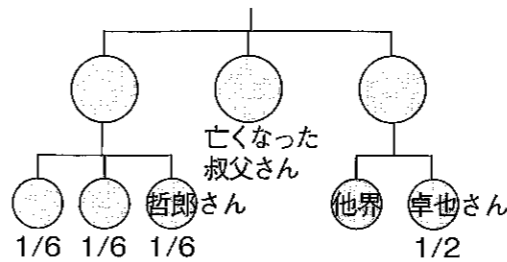




で、その兄弟の子ども、つまり甥にあたる私たち4人が相続人となるので、同封の届出に実印を押して返送して欲しい。叔父さんの預金は2千万前後なので、相続人の4人で4等分しようとのことでした。

卓也さんが気になって相談にいられた理由としては、それが銀行預金の解約届であったにも関わらず、金額の欄が空欄で口座にいくら残高があるのか分からない。そんな状況のまま、押印してしまつて良いものかどうか？判断がつかないので、アドバイスが欲しいというものでした。

実際に、卓也さんから事情をお伺いさせていただくと、おかしな点が散見しておりました。「弁護士に手続きは依頼している



エミさんが亡くなられて、この遺産相続で困っているとの事でした。

なんでも、お母様のエミさんが不動産を単独で相続する際に、遺産相続で兄弟3人がもめないように、遺言書を書いておいて欲しいと透さんからお母様へお願いしたことがあったそうなのですが、結局、お母様が前向きに検討してくれず、進まなかったそうです。

遺産相続は勝手に決まらない

「遺言書なんて無くても話し合いでどうにかなるわよ。10万円も15

から、こちらに任せて欲しい」

ふつうは、こうした相続手続きは行政書士か司法書士しか扱いませんので、弁護士が扱うのは、非常に稀なことです。また、弁護士が依頼を受けた場合は、代理人として各相続人に通知がいくはずですが、そうした連絡も届かない。

「法律に沿って公平に相続人4人で4等分して進めます」法律に沿って、法定相続通りに分けるとすると、4等分にはならず左上の図のようになるはずで、これもおかし

こうした事もあって、最終的には哲郎さんの話は信じられないという事で、卓也さんはこちらに財産調査の依頼をされました。

叔父さんの貯金額が違った！

相続人の方からのご依頼であれば、行政書士の業務を通じて、相続財産を調べることが出来るのですが、調べてみてビックリ！なんと、叔父さんの預金総額は6千万近くにのぼりました。これを知った卓也さんは、財産を隠して多く相続しようとした哲郎さん

事前にできる老い支度

<p>任意後見</p> <p>将来の生活のことが心配...</p>	<p>死後事務委任</p> <p>お父さんは？ 遺産のことは？ 遺産を誰に渡す？</p>	<p>遺言書</p> <p>遺産を誰に？ 遺産分けは？</p>
<p>任意後見契約</p> <p>公証役場</p>	<p>死後の事務の委任契約</p> <p>公証役場</p>	<p>遺言書の作成</p> <p>公証役場</p> <p>※葬祭費や医療費の清算も遺言に入れ込むことができます。 ※遺言執行者をつけておくとお得です。</p>
<p>家裁への申立て</p> <p>後見開始</p> <p>契約内容によって支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 病院の入院 ● 施設への入居 ● 介護契約支援 ● 財産管理 	<p>死</p> <p>約束手帳に基づいて 葬儀や事務手続きが進む</p> <p>遺言に沿った遺産分割が進む</p>	

に対して激怒。最終的には、哲郎さんを徹らしめなくては気がすまないということ、調停の申立てをする事になりました。調停はすぐに法定相続で分ける事でまとまり、卓也さんの遺産相続は3千万近い現金を受け取って終了しました。不動産の遺産分割をどうする？

最後に、ご紹介させていただいた事例は遺産分割がまとまらず、調

停になってしまった事案についてです。

下沢透さん(58歳・仮名)は、遺産分割がうまくまとまらない、ということでご相談にいらつしやいました。話を伺いますと、もともと透さんは3人兄弟のご長男で、10年以上前から、ご両親の下沢武さん、エミさんと同居されていたそうです。

5年前に、お父様がお亡くなりになり、その際は自宅の名義をお母様のエミさんに変更し、今回、

万円もかけて、公正証書で遺言をつくるなんて大げさよ」

その当時、お母様は兄弟で話し合つてなにかまとまるでしょ、といった認識であったようですが、現実には、お母様がお父様から引き継いだ預貯金が600万円、それと自宅不動産が35坪で固定資産評価額が1800百万円との事でした。

今回、透さんが困っているのは、この総額で2400万の遺産を透さんの妹の貴子さん(55歳・仮名)が法定相続で3分割して欲しいと言つて来ているところです。

透さんの住んでいるご自宅は確

かにお母様名義ですが、自分と妻と子どもが1人住んでおり、このまま住み続けたいところです。この財産を3分割すると1名の相続人は800万円にもなります。父と母が残した600万を300万円ずつ妹と弟に支払つても、まだそれぞれに500万円ずつ支払いをしなければなりません。

妹の貴子さんは独身で将来に不安があり、少しでも多く現金を欲しいというのが貴子さんの意向でした。下の弟は、事態を見かねて相続分を放棄すると言ひ出しましたが、最終的には、透さんが不動

産を相続する代わりに、妹が預貯金の600万円を全額相続する、また弟には代償金の意味で300万円を支払うことで、話がまとまりました。

遺産相続は、それぞれ相続人の意思があつて、簡単にはまとまりません。どのご家庭であつても、遺産相続についてご家族で話し合つておく必要があると思います。

■司法書士事務所オーシャン・一般社団法人いきいきライフ協会
045・620・6600
横浜市西区高島2丁目14・17クレ
アトール横浜ビル5階